

平成27年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成27年3月20日（金曜日）午後1時00分

1. 議事日程

日程第1	会議録署名議員指名		道事業会計予算（予算審査特別委員長報告）
日程第2	議案第1号 名寄市保育所に関する利用者負担額を定める条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）	日程第4	議案第39号 名寄市子ども・子育て支援事業計画を定めることについて
日程第3	議案第24号 平成27年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員長報告）	日程第5	議案第41号 名寄市介護保険条例等の一部改正について
	議案第25号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）		議案第42号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画を定めることについて
	議案第26号 平成27年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）	日程第6	議案第43号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第27号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）	日程第7	議案第44号 名寄市副市長の選任について
	議案第28号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）	日程第8	議案第45号 名寄市みんなを結ぶ手話条例の制定について
	議案第29号 平成27年度名寄市簡易水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）	日程第9	議案第46号 名寄市議会委員会条例の一部改正について
	議案第30号 平成27年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）		議案第47号 名寄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について
	議案第31号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員長報告）		議案第48号 名寄市議会会議規則の一部改正について
	議案第32号 平成27年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員長報告）	日程第10	意見書案第1号 農協関係法制度の見直しに関する意見書
	議案第33号 平成27年度名寄市水		意見書案第2号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書
		日程第11	報告第2号 例月現金出納検査報告、定期監査報告について
		日程第12	閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員指名	の一部改正について	
日程第2	議案第1号 名寄市保育所に関する利用者負担額を定める条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）	議案第42号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画を定めることについて	
日程第3	議案第24号 平成27年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員長報告）	日程第6	議案第43号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第25号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）	日程第7	議案第44号 名寄市副市長の選任について
	議案第26号 平成27年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）	日程第8	議案第45号 名寄市みんなを結ぶ手話条例の制定について
	議案第27号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）	日程第9	議案第46号 名寄市議会委員会条例の一部改正について
	議案第28号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）		議案第47号 名寄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について
	議案第29号 平成27年度名寄市簡易水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）	日程第10	意見書案第1号 農協関係法制度の見直しに関する意見書
	議案第30号 平成27年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）		意見書案第2号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書
	議案第31号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員長報告）	日程第11	報告第2号 例月現金出納検査報告、定期監査報告について
	議案第32号 平成27年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員長報告）	日程第12	閉会中継続審査（調査）の申し出について
	議案第33号 平成27年度名寄市水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告）		
日程第4	議案第39号 名寄市子ども・子育て支援事業計画を定めることについて		
日程第5	議案第41号 名寄市介護保険条例等		

1. 出席議員（19名）

議長	19番	黒	井	徹	議員
副議長	14番	佐	藤	勝	議員
	1番	川	村	幸	栄 議員
	2番	高	野	美	枝子 議員
	3番	塩	田	昌	彦 議員
	4番	山	田	典	幸 議員
	5番	竹	中	憲	之 議員
	6番	佐	藤		靖 議員
	7番	奥	村	英	俊 議員

8番 上 松 直 美 議員
 9番 大 石 健 二 議員
 10番 高 橋 伸 典 議員
 11番 川 口 京 二 議員
 12番 佐々木 寿 議員
 13番 熊 谷 吉 正 議員
 15番 日 根 野 正 敏 議員
 17番 山 口 祐 司 議員
 18番 駒 津 喜 一 議員
 20番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（1名）

16番 植 松 正 一 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長 益 塚 敏
 書記 山 崎 直 文
 書記 鷺 見 良 子
 書記 佐 藤 潤

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
 副 市 長 佐々木 雅 之 君
 副 市 長 久 保 和 幸 君
 教 育 長 小 野 浩 一 君
 総 務 部 長 白 田 進 君
 市 民 部 長 三 島 裕 二 君
 健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
 経 済 部 長 川 田 弘 志 君
 建設水道部長 中 村 勝 己 君
 教 育 部 長 小 川 勇 人 君
 市立総合病院 松 島 佳 寿 夫 君
 事務部長
 市立大学 鹿 野 裕 二 君
 事務局長
 営業戦略室長 常 本 史 之 君
 上下水道室長 天 野 信 二 君
 会計室長 山 崎 真 理 子 君

監 査 委 員 上 田 盛 一 君
 健康福祉部次長 江 尻 輝 章 君
 高齢介護課長 馬 場 義 人 君
 保健センター長 廣 嶋 淳 一 君
 国保診療所 荒 井 洋 光 君
 事務課長
 学校教育課長 河 合 信 二 君
 児童センター 毛 利 公 子 君
 館長
 こども未来課長 石 橋 毅 君
 地域包括支援 センター主幹 橋 本 いづみ 君
 保健センター主 渡 辺 里 佳 君
 幹
 こども未来課主 土 屋 由美子 君
 幹
 介護保険係長 後 藤 裕 子 君
 高齢福祉係主査 東 則 良 君
 地域包括支援 センター主査 山 崎 大 樹 君
 主査
 こども未来係長 小 林 訓 伯 君
 障がい福祉係主 柴 野 武 志 君
 査

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に16番、植松正一議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

4番 山田典幸議員

10番 高橋伸典議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 議案第1号 名寄市保育所に関する利用者負担額を定める条例の制定についてを議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、日根野正敏委員長。

○市民福祉常任委員長（日根野正敏議員） 議長より御指名をいただきましたので、平成27年第1回定例会におきまして当委員会に付託されました議案第1号 名寄市保育所に関する利用者負担額を定める条例の制定について、委員会における審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、平成27年3月4日、13日の2回にわたり、田邊健康福祉部長を初め担当職員の出席を求め、本条例の内容について詳細な説明を受けた後、慎重に審査を行いました。

付託された議案第1号の内容は、提案理由の説明にありましたように平成27年4月1日から子ども・子育て支援法の施行に伴い児童福祉法第56条第3項が改正され、公立保育所における利用者負担額、保育料の徴収根拠がなくなるため、条例により名寄市保育所の利用負担額及び徴収根拠を定めるものです。また、名寄市保育の実施に関する条例は、児童福祉法第24条第1項が改正さ

れ、条例で規定していた保育に欠ける要件は子ども・子育て支援法施行規則で規定されており、当該条例を廃止することとするものです。

第1回目の委員会で各委員から出されました主な質疑では、短時間保育に関して国の基準より低く設定されているが、その理由と標準1.7%引きが全てに計算されているが、国の基準はどのようになっているのかの質疑では、短時間の保育については公立保育所においては9時から17時までの8時間保育が短時間保育となる。短時間保育の利用者負担額については、国の基準で短時間と標準時間と変わらないところがあるが、基本的に国の階層においても標準の保育単価に比べ1.7%引きという原則をもって計算されている。名寄市における利用者負担額については、全ての階層において1.7%を引き、金額の端数については切り捨てをした設定としているとの答弁がありました。

保護者が負担する保育料は、国でも上限を定めているが、今までの条例による保育料の算出と今回提案の財源の内訳についてどのような変化があるのか、また所得税から住民税の所得割を根拠に算定されることになるが、利用者に対する保育料の変化はないのか、あるのであれば個別の階層で説明をの質疑では、財源の変化については公立の保育所については従来どおり基本的に施設型給付費相当額の予算の範囲内で支給するという形で財源は交付税で今までと大きく変化はない。子供2人の世帯が基本ベースとなった階層表になっており、第1子しかいない世帯についてはこの階層表は第2子分を想定して作り込まれているので、階層が低くなる傾向が出てくる。第3子以上は、年少扶養控除が税制改正で廃止されているので、その分で若干不利な傾向があるが、国は保育料の階層が利用者側に負担が生じる場合は影響が出ないように各市町村で配慮するよううたっているため、現行の階層を既存入園児に対しては保障し、下がったほうについては下がった状態で負担していただく。階層の細分化では、名寄市において特

に集中する階層のところを国の基準より多い階層を設け、バランスをとった。保育要件の関係では、新たに追加された就職活動、上限90日が国のほうで明示されている。就職活動による保育の申し込みということが非常に多くなっていて、3歳以上のお子さんをお持ちの方だと幼稚園の選択肢もあり、有効な情報を提供しながらあっせんをしていくとの答弁がありました。

最近の収納状況についての傾向はの質疑では、平成26年度2月末現在の状況は調定額が9,642万4,600円、収入済額が7,552万2,269円、収納未済額は2,090万2,311円、未収率としては21.7%となっている。平成24年度と25年度の確定の未収納率は、平成24年度13.2%、平成25年度9.9%となっているとの答弁がありました。

第2回目の委員会で各委員から出されました主な質疑では、通常保育は条例で、延長保育は規則だが、内容の質問に対し、国の基準では通常保育の上限は条例で制定することになっているが、名寄市の条例では上限設定だけでなく、わかりやすいように全ての階層を条例で定めた。延長保育は、特別保育になり、今回の条例制定とは別になり、規則で定めるとの答弁がありました。

保育料に関し、収納率からもうかがえるように負担が重いとも思われるが、利用者の声はの質疑では、年2回ほど利用者との面談を1件1件行っている経過があるが、直接には負担が重いとの声はないが、アンケート結果では安くしてほしいとの声も一部あった。風連地区についても平成26年度で経過措置が終了し、平成27年度から名寄地区と同額になるが、経過措置当初は負担が重いとの意見があったが、現状直接の声としてはなかったとの答弁がありました。

以上、付託議案第1号 名寄市保育所に関する利用者負担額を定める条例の制定についてにつきましても、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、付託された議案の審査経過並びに結果について御報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。正副委員長は自席にお戻りください。これより採決を行います。

議案第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 議案第24号 平成27年度名寄市一般会計予算、議案第25号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第26号 平成27年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第27号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計予算、議案第28号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算、議案第29号 平成27年度名寄市簡易水道事業特別会計予算、議案第30号 平成27年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第31号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第32号 平成27年度名寄市病院事業会計予算、議案第33号 平成27年度名寄市水道事業会計予算、以上10件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会、日根野正敏委員長。

○予算審査特別委員長（日根野正敏議員） 議長より御指名をいただきましたので、今定例会において予算審査特別委員会に付託されました議案第24号 平成27年度名寄市一般会計予算及び議案第25号から議案第33号までの各特別会計予

算並びに各企業会計予算の10件につきまして、委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

第1回委員会は、2月25日に開会し、直ちに正副委員長互選を行い、委員長には私日根野が、副委員長に塩田昌彦委員がそれぞれ選任されました。

第2回委員会は、3月16日に開会し、審査日程を3月16日、18日、19日、20日の4日間と定め、実質審査に入りました。

審査期間中は、市長を初め関係する職員の出席を求め、それぞれ説明並びに答弁をいただき、慎重に審査を行いました。

その経過につきましては、詳細に報告を申し上げるところではございますけれども、当委員会には全議員をもって構成された委員会でございますので、これを省略させていただき、審査の結果のみを御報告申し上げます。

議案第24号 平成27年度名寄市一般会計予算及び議案第25号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第26号 平成27年度名寄市介護保険特別会計予算につきましては、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第27号から議案第33号までの平成27年度各特別会計予算並びに各企業会計予算7件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上を申し上げます、簡単ではございますが、委員会の審査結果の御報告とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） ただいま予算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第24号外9件については、全議員をもって構成されました特別委員会でございますので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

議案第24号 平成27年度名寄市一般会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第25号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第26号 平成27年度名寄市介護保険特別会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計予算から議案第33号 平成27年度名寄市水道事業会計予算までの7件について委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第33号までの7件は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 1時18分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

日程第4 議案第39号 名寄市子ども・子育て支援事業計画を定めることについて、3月12日の議事を継続します。

これより、質疑に入ります。御発言ございませ

んか。

山田典幸議員。

○4番（山田典幸議員） それでは、子ども・子育て支援事業計画について何点かお伺いをしたいと思います。

新年度から子ども・子育て支援新制度ということで開催されるということなのですが、今回の関連3法も含めて新制度どんな内容なのかということと私自身もいろいろと資料等で勉強させていただいたのですが、非常に制度的には本当に複雑だなという部分もありまして、完全に今理解できているかどうかというのはちょっとまだ完全ではない部分もあるのですが、大きく見てみると、やはり今待機児童が全国的な、特に都市部で待機児童解消というのが大きな問題、課題になっていまして、その都市部の待機児童解消というのが目的、至上命題なのかというふうに捉えています。例えば小規模保育の認可ですとか、またその中でも特に正式な保育士の資格を簡単な研修を受けて2分の1ですとか、家庭的保育に関してはそういう方も認めるというようなことからいうと、保育の量というのでしょうか、量的拡大が優先されて保育の今度は質がどうなるのかなというちょっと懸念もあるのも事実なのかというふうに思います。特にこういった名寄市も含めて地方都市に関しては、待機児童というのはある意味名寄市の状況も現状では心配のない状況ではあるかと思えますけれども、いずれにしてもこの新制度施行されるに当たりましてやはり保育の質の向上を目指していくというのは、これは地方においては重要なことなのかというふうに思いますけれども、この新制度の中で保育の質の向上を目指すとうたっているながらも、例えば今の施設面積の基準ですとか、保育環境の整備、また保育者の処遇等の改善について具体的な部分では触れられている文言がなかなか見当たらないというのが現状なのかというふうに思います。今回の支援事業計画の名寄市の新たに計画

案としてお示しいただいた中身には、やはり保育内容の向上、保育士の資質の向上も含めて質の向上を図っていくという部分がしっかりと盛り込まれているのかなというふうに思います。まず1点目、そういった部分で名寄市として保育の質を高める具体的な取り組みについて、現場の保育士さんの処遇の改善も含めてどのように具体的にされていくのか、1点お伺いしたいと思います。

もう一点は、この新制度に当たって現在の市内各施設の新制度への移行の状況、また今後の予測、それぞれ事業所単位である程度施設の運営、経営も含めて検討していかれるのかなというふうに思いますけれども、原課で把握されている、またいろいろかかわりある中で今後どのような状況になっていくことが推測されるのか、このまず2点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 土屋こども未来課主幹。

○こども未来課主幹（土屋由美子君） 質の向上についての取り組みについてお答えしたいと思います。

北海道社会福祉協議会が実施しております保育士の研修を積極的に活用し、毎年多くの職員が受講しております。新任保育士等研修、保育士等専門研修、主任保育士等研修、それから障害児保育担当保育士等研修、乳児保育担当保育士等研修、施設長専門研修など、幅広くメニューが用意されております。民間施設におきましても同じ状況になっております。また、上川振興局が実施しておりますスキルアップ講座の活用や保育士が自主的に研修を行うなど研さんに努め、今後も継続してまいります。よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 石橋こども未来課長。

○こども未来課長（石橋 毅君） それでは、私のほうから、処遇改善についてのお問い合わせと施設の移行についてということでお問い合わせがありました。処遇改善につきましては、市内の認可保育所では施設型給付費が給付されることとなります。こちらは、私立ということでございます

けれども、処遇改善経費につきましてもあわせて給付される仕組みになっておりますので、今後におきましても制度上で保障されていくこととなります。公設の臨時職員のほうにつきましても、平成27年度から経験年数に応じて処遇改善を実施してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、施設の移行の推測といいたしめようか、予想ということでのお問い合わせですが、新年度の予算に計上させていただいております新制度移行施設につきましても制度上選択権がないといいたしめようか、現行の幼保連携の認定こども園というのは新制度へ移行していくと、それから認可の保育所というのも必ず制度へ移行していくと。今回の選択肢と言われる部分というのが幼稚園の部分になってくるのですけれども、現在幼稚園では市内で1園が新制度へ移行ということでの報告をいただいております。認定こども園の幼稚園部分を抜きますと、残り3園幼稚園がございまして、その3園につきましても1園から幼稚園型の認定こども園になるのかどうかという部分でのまだ青写真もでき上がっていない状況なのですけれども、実際に相談をいただいているところが1件ございます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○4番（山田典幸議員） 今お答えをいただきまして、保育の質ということで現場の保育士の方も含めての処遇改善ということで、課長のほうからお答えあったように公設の臨時職員さん、新年度からそういった処遇改善の部分もあるということでお答えをいただきました。ぜひそういう形で国の新制度とまた別の部分、自治体として手当てをしていかなければならない部分が新年度からそういう形で行われるということなのだと思います。ぜひ保育の現場の質の向上に向けて取り組みを強化していただければというふうに思いますが、質を高めるという部分で今この計画が策定さ

れる、計画案として示していただく中で子ども・子育て会議等の議論を経て今回こういった提案になってきたかと思いますが、ニーズ調査等もされて今本当に多様なニーズがあるのだなというふうに数字上もしっかりとここに示されていますけれども、質の向上という観点からいってもあくまで子育てという部分で施設、保育の量的拡大だけがどんどん先行して子育てが子守みみたいな形になってしまつては、教育都市宣言を掲げている名寄市としてもそういった部分に進まないように保育の質を高めていただくという部分がやっぱり非常に重要になってくるのかなというふうに思いますけれども、ニーズ調査の中でいろいろとこれから必要なニーズのある子育ての環境のあり方というのでも幾つか示されてありますけれども、そういった部分でニーズが今多様化している中で数字にあらわれてこないニーズというのも私反面あるのではないかなというふうに思っています、特にどうしても保護者の方々、今女性の、主婦の方も含めて社会進出の部分が、それは社会進出という面からもそうですし、経済的な理由からいっても夫婦共働きをしなければならないという現状もあるので、ニーズに応じていくというのは大事なことなのですけれども、そのニーズを満たすだけではなくて子供にとって最善の環境、利益というのがもたらされなければならないのだと思っています、やっぱり家庭の役割というのも非常に重要になると私は考えているところであります。計画案のほうでも新制度、関連3法も含めて触れられていないそういった家庭の役割、重要性というのが各主体の役割ということで1番目に家庭の役割としっかりと示されていますので、最後に家庭機能の充実に努めますとしっかりとうたっていただいておりますので、ある意味名寄はそういう方向に進まないで家庭で育てるということをこれから進めていく姿勢がここに見えるのですけれども、ニーズ調査、また子ども・子育て会議の中で、そういった家庭でしっか

り育てたいというようなニーズは数字にはあらわれてこないのかもしれませんが、子ども・子育て会議の中で何かそういった議論があったのかなかったのか、またそういった部分では現場を扱ういわゆる窓口でもあるこども未来課のほうでいろいろな保護者の方、また市内各施設の方々という接する機会も多いのだと思いますけれども、今後の名寄市の家庭を重視、家庭での役割の重要性、それを原課ではどのように認識されているか、こども未来課長自身の思いも含めてお答えをいただければと思います。

もう一点、移行の状況、今後の予測についてはわかりました。今市内に公設の保育所もあるわけですが、施設の老朽化等も以前からいろいろと総合計画の中でも議論もされているところでもありますけれども、公設の保育所をどういう形にしていくのか、そのあたりの今後の進め方についてもお答えをいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 石橋こども未来課長。

○こども未来課長（石橋 毅君） 今山田議員のほうからいろいろと本当に子育ての根本的な質問をいただきました。その中で担当の課長である私の思いというか、考えもお尋ねいただいたのかなというふうに感じております。まず初めに、家庭の役割ということでの認識、計画の中でもそのような重要性をうたっておりますけれども、そのことにつきましてちょっと回答になるかどうかわかりませんが、私の思いも含めまして述べさせていただきます。

実は、きのう教育費の予算の審査に私も最後列に説明員として出席しております。佐藤議員のほうから名前を呼ばれただけの出番になってしまったのですが、実はその中で熊谷議員のほうから質疑が出ておりました学校の責任、それから家庭、地域の役割といった部分の質疑であったり、高野議員のほうから出していただきました適応指導教室についてのお問い合わせ、それから山

田議員のほうからありました言語活動の課題、道徳の教本の活用、それから読書の重要性、それから川村議員のほうから質問のありました所在の連絡のとれないお子さんの数はどうなっているのだと、あわせて不登校のことについてもお問い合わせ、高橋議員のほうからも埼玉の痛ましい事件にかかわって携帯電話の状況のお問い合わせがありました。この部分について、若干脱線するかもしれませんが、全てが子供の権利、生きるため、愛情を持って育まれるための権利に全てつながってくる項目がこの委員会の中で質疑で出てきたのだなというふうに私は説明員として聞きながら感じておりました。その答弁の中で教育委員会の参事のほうから先生の黒板の板書について多分答弁があったかなと思いますけれども、そこで美しい字を書きなさいという答弁があったかと思いますが、私はこの計画をつくって担当した担当課長としての思いとしては美しい字を書くということはもちろん、やはり大人が美しい大人でなければならないというふうにこの計画をつくりながら切に感じてきたところです。私幼少期のころから大したいい子ではなかったものですから、佐藤議員うなずいてはいますけれども、親に怒られると同じぐらい近所のおばちゃんにたくさん怒られながら育ってきました。そのおかげでどうにかこの程度で済んだのかなというふうに感謝しているのですが、よく考えればやはり周りの美しい大人たちに育ててきていただいたなというふうに感じております。この計画の中でも書いてありますけれども、ここ最近いわゆる時代と言われるくくりでくくってはいけないとは思うのですが、世間の希薄化という部分が非常に重要というか、重大なことになってきておまして、その希薄化によって美しい大人たちが大人という単体になってきて、そこが進んできて今度は大人ではなくて子と親の関係とどンドン、どンドン子供が接する大人社会との接点が小さくなってきているというのが今現在なのかなというふうに感じており

ます。その中で保護者が狭くなった世間の中で子育てに対して悩んでいるという現状が今の課題であり、そこを行政として支援していくために事業として実施しているのが子育て支援センターというものがあります。そこは、親同士が集う環境を提供する場で、そこでは親同士が相談したり情報交換をしたり、親が育ち合うための場になっているのかなというふうに感じておりますし、また幼稚園、保育所、学校についても今度は子供たちが集団の中で育ち合うという場になって重要な役割を果たしているのだと思います。その中でかかわってくる先生であったり、担当の職員であったりというのがやはり美しい大人でなければならないというふうに感じておりますし、その美しさに磨きをかけるために先ほど土屋主幹が言いましたように研修、研さんを重ねてより美しい大人として指導、支援をしていくということが最終的にはやはり質の向上につながっていくのではないかと。いわゆる質といいますけれども、そういうところが本当に大切な質なのではないかというふうに私自身この立場に立って本当にそこはそういうふうに感じてるところです。私の思いといたしましては、そこに立ち返ってこの計画にもいろいろ示ささせていただきましたけれども、根本的な思いはそこからスタート、そしていろいろな事業に着手して努力していきたいというふうに考えております。

それから、子ども・子育て会議の中で子供を働かないで育てていくという思いとかというお問い合わせありましたけれども、残念ながら子ども・子育て会議の中ではそういった意見の交換はありませんでした。しかしながら、議員おっしゃられたとおり我々日ごろ窓口で市民の方々と接させていただいている中で、私平成23年から今の係にいますけれども、赤ちゃんが生まれて子供を育てていく自信がないといいますか、ということでの保育に欠けたいという保護者の方やそのために一部ですけれども、仕事を探すというような方

も中にはおられます。逆に言うと、その方たちは育児を放棄しているのではなくて、育児に対してやはり相談相手がいなく不安に思っている方がふえてきているという証拠なのだろうというふうに常日ごろ感じているところです。そのためにもこの計画に沿ってできるだけ寄り添った支援をしていかなければならないというふうに考えております。

それから、施設の老朽化につきましてですけれども、ここの老朽化について必ずついて回るのが施設の今後のあり方になってくるかなと思います。それが次期の総合計画の中で市民の皆さんの意見を頂戴しながら、一定程度の方向性は出していかなければならないというふうに考えておりますけれども、この公設の施設のあり方は根本的に民間がなし得ない部分、できない部分をやっぱり公設として責任を持ってやっていかなければならないという部分が根本的にあると思いますので、そこにつきましてはこの新制度施行に伴いまして今後、先ほど言いましたけれども、幼稚園が例えば新制度に乗って認定こども園になっていくよとなった場合には民間が一定程度保育の枠を拡大してくるということになりますので、そこについては今後の移行の状態を十分確認して検討しながら、市民の皆さんと公設のあり方について、統廃合含めて十分議論して総合計画のほうにのせさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○4番（山田典幸議員） 課長の熱い思い聞かせていただきまして、ありがとうございます。私も美しい大人目指して頑張りたいと思います。本当にそういった形で今課長おっしゃったとおりだと思います。単純にこの計画に沿ってということではなくて、またこういうニーズが出てきたからそれに沿ってということだけではなくて、やっぱり今の実情、いろんな部分で窓口になるのはこども未来課でしょうから、さまざまなニーズに柔軟に

対応していけるように、また寄り添った支援というお言葉もありましたけれども、ぜひそういった形で本当の意味での保育の質の向上に向けて取り組んでいただきたいなというふうに思います。

また、公設のあり方ということは今後議論していかれるということでもありますけれども、この新制度で民間がどういう状況に今後なっていくのかというところも見きわめながら、民間のできない部分を補完するという意味合いが強くなっていくのかなというふうに思いますけれども、いずれにしても名寄というまちがやはり子育てしやすいまちであるために、また本当に子供たちのために子供の最善の利益が確保できるすばらしい名寄であるためにこの支援事業計画進めていっていただきたいなということを申し上げたいと思います。

あと、最後に1点だけ、そういった部分でこの事業計画の中にもありますけれども、先ほどいろいろ課長熱い思いで御答弁をいただいた内容にもつながるのかなというふうに思いますけれども、ファミリーサポートセンターの事業が今後事業の開始に向けた準備を進めていくということでもありますけれども、具体的に今度この事業の開始に向けてどのような取り組みを新年度以降されていくのか、最後そこをお伺いして終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 石橋こども未来課長。

○こども未来課長（石橋 毅君） それでは、ファミサポについてのお問い合わせがありました。ここは、我々も今非常に力を入れながら進めようと考えているところでございまして、実は事業内容というか、確定していないものですから、当初予算のほうには今回計上は見送らせていただいた状況でございまして、委託含めて今社会福祉協議会とお話のほうは、打ち合わせのほうは進めさせていただいております、提供できる場であったりとかという詳細の部分を今後詰めていきながら、時期が来ましたら事業費等補正予算のほうでお諮りしたいというふうに考えておりますの

で、よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋伸典議員。

○10番（高橋伸典議員） この名寄子ども・子育て支援事業計画も読ませていただきました。ある程度の父母、子供の部分のニーズをしっかりと吸い上げてこれから本当に子供、子育てがしやすい名寄になるのではないかなという事業計画ではないかなというふうに感じております。その中で今回まち・ひと・しごと創生法での部分も入ってきて、この子育てという部分がこの地域に、50年後、60年後人口減少にならないためにも子供、子育てというのは非常に重要な位置を占める部分だというふうに感じております。その中で今回幼児の父母、また小学生に約二千何百人分のアンケートをとられたというふうにお聞きしました。返答としては6割だとか、その部分だと思うのですが、その中で父母からの要望でここの事業に取り入れた、名寄が父母から吸い上げた部分を入れさせていただいたという、その大きい枠でもよろしいですから、どういう意見が父兄から上がってきたのか、ちょっとお知らせをいただきたいというふうに思います。とりあえずそれをお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 小林こども未来係長。

○こども未来係長（小林訓伯君） ニーズ調査の結果における傾向についてお答えいたします。

ニーズ調査は、就学前児童用と小学校就学児用の2種類で調査いたしました。若干調査項目も違うことから、まず共通項目について紹介いたします。子育てについて気軽に相談できる人がいますかの問いに、就学前児童では95.2%がいると回答し、小学校就学児では92.9%の世帯がいると回答しております。相談先では、両方に同じ傾向が出ておまして、最も多い相談先としましては配偶者、次に父母、知友人と続いております。しかしながら、両方で4番目に多くなっているのが保育所、幼稚園、学校の教諭となっており、相談先としてこのような機関が重要な役割を果たして

いることがわかりました。保護者の就労状況で母親についての調査は、フルタイム、パートタイムを合わせた就労している母親は就学前児童で46.5%、小学校就学児で66.6%となっております。以前は就労していたが、現在は就労していないと回答した方は、就学前児童で42.2%、小学校就学児で21.1%となっております。就労していない方への就労希望の調査では、就学前児童で回答が一番多かったのが一番下の子供が一定年齢になったところに就労したいとなっており、51.7%、小学校就学児では一番下の子供が一定年齢になったときに就労したいが30.6%、すぐにでももしくは1年以内に就労したいが31.8%となっております。就労意欲がお子さんの成長によって高まる傾向となっております。次に、就学前児童では、子育て支援センターの利用について利用日数をふやしたいのかという問いに、ゼロ歳から2歳までのお子さんの保護者からの要望が多く寄せられております。子育てに関する相談の場、憩いの場になっていることがうかがえます。計画の反映につきましては、地域子育て支援センターへの要望に応えるため、平成27年度中に施設改修を進め、利用時間の拡大を図り、ニーズに応じていくよう計画しております。また、転入者から要望の強かったファミリーサポートセンターの開設につきましても現在調整中であり、準備を進めております。よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） 今父母からのある程度の調査が出たみたいですね。その中で、まず1点目がファミリーサポートセンター、先ほど山田議員からも言われておりましたけれども、まず未設定であると、そして社協のほうに今申請を出しているということで、このサポートセンター事業なのですけれども、ここの19番目に書いてあるとおり子育てを依頼した人と子育てをサポートする人が会員を募りというふうに書いてあります。この会員を募りということは、今子供を持っている

人がそこに会員に行き、そしてそういう子供を見てあげたい人が行くという形で、きっと歌登で今事業をやられている、町でやられているお年寄りが、町内の子供、お母さんたちが何か急に用事があつたら役場に連絡をして、そのところに1時間、2時間預けて500円を払うという制度だと思ふのですけれども、私は何回か質問をさせてもらいましたから、このニーズというのはすごく重要だなと思つていましたので、具体的にこれ今社協に預けていつぐらいから名寄としては進めようかなと、この事業をやろうとしているのか、ちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思ひます。

そして、一番多いのがやっぱり今子育てで困つているので、相談をしたいという部分があると思ふのです。この部分で子育て支援センターが重要な部分だと思ふのですけれども、そういった意味で前言った子育ての全体を見ていく場というのもし必要ではないかな、子供が生まれて、それからずっと見ていくという体制も重要ではないかなと思ふのですけれども、もう一度その体制の部分で御意見があればお伺ひいたします。

それと、子供が生まれてある程度大きくなってから仕事に戻りたいという方々がこれぐらいいるというのが私はすごいなと思ふのです。すぐにでもというのは31.8%、そして子供がある程度大きくなってからというのが小学校で30.6%、幼児で51.7%ということで、私はこれだけあるということはやはりそれを見ていく子供の保育所の場であつたり、認定こども園であつたりという部分の需要が相当必要ではないかなと思ふのですけれども、今現状名寄市は毎回質問したら100%全員が何不自由なく幼稚園と保育所に通われているという状況ですというふうに言われたのですけれども、去年はそうだったのですけれども、今はどのような状況になっているのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思ひます。

以上、お願ひいたします。済みません。打ち合

わせしたことよりもちょっと広がってしまって、
広がってしまって濟みません。

○議長（黒井 徹議員） 石橋こども未来課長。

○こども未来課長（石橋 毅君） それでは、私
のほうからファミリーサポートセンターのお話と
子育ての相談体制についてお答えをさせていただきます。

ファミリーサポートセンター、実際名寄市でい
つぐらいからやる予定なのだというお問い合わせ
だったかなというふうに思いますけれども、今の
ところ明言はできないというか、実際に一緒に研
修等も社協の職員と去年私実に行かせていただい
て先進地のお話等聞かせていただきながら、議員
おっしゃるように会員の募集をしなければならない
ということと、あとファミリーサポートセンター
で一番重要なのがコーディネーターといいまし
ょうか、必ず1人介在するということ、マッチング
をする人が必要になるのですけれども、その非常
に重要な役割を果たす方を1人用意しなければなら
ないという部分で、そこの人選であったり、それ
とサービスを提供する側の会員も実はすぐ手挙
げたらできますよということではなくて、一定程
度研修を受けていただいたりというような準備期
間もかなり要しますので、もちろん先ほど申し上
げたとおり準備は順次進めていくのですけれども、
その部分の過程がどの程度の期間要するのかとい
うところまではちょっと推察できておりませんの
で、間違いなく検討しながら前に進めていこうと
いうふうには考えておりますので、よろしくお願
いいたします。

それから、子育て相談の体制についてのお話で
すけれども、生まれてから子育てをしてという、
その包括的な支援という部分での体制についての
考えはというようなお問い合わせだったかなと思
います。今回新年度の予算の中でも織り込ませて
いただきましたけれども、子育て支援センターの
中に今回地域子ども・子育て支援事業、いわゆる
13事業の中の一つの相談専門員という形で1人、

力を発揮していただくという準備を進めており
ます。その部分につきまして、4月から行政的な
手続等研修をしっかりと積んでいただきながら、子
育て支援センターが一定程度改修が終わってオー
プンですよといったときにはそこに配置をさせて
いただいて幅広く相談の受け皿として活躍してい
ただこうというふうに考えております。議員がお
っしゃいました地域包括子育てのくくりというか、
まさにイメージ的には保健センターであるとかと
いう部分が一括的になってそういう支援体制を構
築していくというような構想ですけれども、その
部分につきましては現状、後ろに保健センターの
所長もおられますけれども、その連絡、関係等
は十分密にできているというふうに我々は考えて
おりますので、建物こそ一つにはなっておりませ
んけれども、支援体制としては十分御期待に沿え
るような形で支援していけるものと考えておりま
すので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 小林こども未来係長。

○こども未来係長（小林訓伯君） 今後の名寄市
におきます保育と教育におきます保育の確保体制
について御説明させていただきたいと思います。

計画の56ページのほうにも載せさせていただ
いておりますが、平成27年度におきましては幼
稚園につきましては約400名程度の人数が見込
まれております。2号認定につきましては、保育
所という形になりますので、241名程度、名寄
市の1号につきましては認定こども園や幼稚園を
活用させていただきまして、その中で拡充できる
見込みとなっております。2号認定につきま
しても保育所、認定こども園、あとは認可外施設等
も御利用させていただきながら拡充、計画最終年
であります31年には全て確保できるような計画
を立てさせていただいております。3歳未満児の3
号認定の部分につきましては、ゼロ歳児につきま
しては35名程度、1歳児、2歳児については1
80名程度ということで量の確保の見込みを立て
させていただきまして、その部分につきましても

保育所、認定こども園等を利用させていただきながら確保できるというふうに見込みを立てさせていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ありがとうございます。ちょっと広げて済みませんでした。これからの部分では、この子供、子育てが本当に重要な施策になると思います。しっかりと行政マンとして名寄市民がここで育て、ここで育ててよかったと言えるまちづくりをお願い申し上げ、私の質問終わります。

○議長（黒井 徹議員） 川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 4章の6、子供の権利が尊重される名寄、ここにかかわって質問させていただきます。

この間一般質問等でも子供の権利条例の制定を求めてきたところですが、今回の子ども・子育て支援事業計画の中に織り込ませていただくというような御答弁がありました。見せていただくと、当然子育て支援事業ですので、大人側からの中身というふうになっています。あらゆる媒体、機会を捉えて広報と啓発活動を図りますというふうにあります。子どもの権利条約という、やはり子供たちに、あなたたちに子供の権利がある、こういう権利があるのですよというふうなことで、そういった子供たちに対してはこのことをどのようにお知らせし、広めていくのか、この点についてちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 河合学校教育課長。

○学校教育課長（河合信二君） 今御質問いただきました。子どもの権利条約が十分生かされているかという御質問でございますけれども、子どもの権利条約につきましては4つの柱から成っていると考えております。生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つでございますけれども、教育委員会、特に学校教育ということで考えさせていただいたときには育つ権利と参加す

る権利というのが重要なポイントなのかなというふうに考えております。特に近年、子供たちが自由に参加しながらいろんな活動をしていくということが重要になってきているのだろうと考えております。昨年も一つの例といたしまして、いじめ防止サミットということで市内の小中学校児童生徒が集まっていじめに対する意識の高揚を図っていくというような形で集会等を開かせていただいて、自分たちの考えをきちっと述べ合うというような形で取り組みを進めているというような状況もございますし、中学校におきましては弁論大会というような形でそれぞれの学年の代表が自分の意見を述べるというような状況の中でそれぞれ参加しながら、お互いの意見を尊重しながらというような形で学校教育を進めているという状況もありまして、その点から鑑みても子どもの権利条約を十分意識しながら教育活動が進んでいるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 学校現場のところでは、そういった形で進められているのだというふうに思うのですが、条例を制定した市町村でいいますと、やはり低学年の子供たちにもわかりやすく、あなたたちにはこんな権利があるのだよと、今おっしゃった4つの権利、これをきちっと伝えていく、そういった取り組みをしているところであります。当然大人はこれを守っていくという役割があるので、それが今回のこの計画の中に入っているのかなというふうに思うのですけれども、やはり子供たちにもこういう権利があるのだといったところ辺を伝えていくことも重要だというふうに思うのです。ここのところがいじめサミット等ある中でも子供の権利の重要さ等々お話が出ているのだとは思いますが、守られる権利があるのだということで自分だけでなく、だから相手も守らなければならないというようなことも含めてやっぱり重要だなというふうに思うのですが、

そこをどのように進めていくのか、再度お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 河合学校教育課長。

○学校教育課長（河合信二君） 今御意見がございました。また、4つの権利の中に守られる権利というのをごさいます、いじめや虐待から守られてくると、当然のことだと思っておりますけれども、このような考え方をどのような形で学校現場に反映できるのかというの今後ちょっと検討を加えながら、特に今御意見のございました低学年にきちっとこの権利の意味というのをわかるような形で取り組みを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） ぜひとも子供たちがわかりやすい、そして自分たちにこういう権利があるのだということら辺が自覚できる、そしてそれを守る親たちも大人たちも、先ほど課長のお話があったようにやっぱり大人たちがしっかり子供たちを守っていくといった、そういう子ども・子育て支援事業というふうになっていくことを強く望んでいるところです。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 東千春議員。

○20番（東 千春議員） 若干お伺ひしたいと思ひます。

まず、18ページ、放課後児童クラブの掲載がございます。名寄市内には南児童クラブ、あるいは民間の放課後児童クラブがありますけれども、それぞれの料金の違いもあり、またそれぞれの運営の考え方の中でサービスの内容の違いもあろうかというふうに思ひますけれども、そこら辺の状況についてまず1点お伺ひをしたいなというふうに思ひます。

それと、37ページには障害児について掲載がございますけれども、こういった中で自宅で過ごす障害児の方もいらっしゃるかなというふうに思ひます。そういった数とかもわかればちょっとお

知らせをいただきたいのですが、そういった子供に対するケア、あるいはそういった子供に対しても教育をしていかななくてはいけないというふうに思ひしておりますけれども、そういった状況、取り組みについてもお伺ひをしたいなというふうに思ひます。

最後になりますけれども、6ページには今回の改正にも関係しますように市内にはさまざまな施設がございます。幼稚園や保育所や子育て支援の施設がたくさんございますけれども、1点目としては風連地区では風連地区なりの悩みがあるというふうにお伺ひしております。それは、子供の減少による悩みだというふうにお伺ひしておりますけれども、その傾向と対策についてお伺ひをしたいなというふうに思ひます。

制度の改正もありますけれども、幼稚園の今後の預かり保育に対する行政としての考え方、あるいはそれを進めていこうとされているのかどうか、そういったことについてもお伺ひをしたいなというふうに思ひます。

その項目の3点目ですけれども、名寄市内には無認可の保育の施設があります。これは、企業内とかではなくて民間の方をターゲットにされている無認可保育施設がありますけれども、こういった民間保育施設を育てていくということがこれからは必要であり、そういった中で公共の保育所の役割が決まっていくのかなというふうな、先ほど課長からの御答弁にもありましたけれども、そのとおりかなというふうに思ひますけれども、こういった施設に対する支援の考え方についてお伺ひをしたいなというふうに思ひます。

それと、来年度から親林館で子育て支援ということが始まり、まちの中にこういう施設ができて本当によかったなというふうに思ひしております。こういったことに行政としてしっかりと力を入れていく、先ほどの答弁にもありましたけれども、特に名寄は転勤をされるような転勤族が多いまちだというふうに言われておまして、そういった

家庭を、あるいは保護者をケアをしていくということはよそのまちよりひょっとしたら必要度が高いのかなというふうにも思っております、そこから辺についての考え方についても伺いをしておきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 毛利児童センター館長。

○児童センター館長（毛利公子君） 私のほうからは、放課後児童クラブのそれぞれの施設のサービスの状況についてお知らせしたいと思います。

放課後児童クラブは、皆さん御承知かと思えますけれども、公設2カ所と民営2カ所の4カ所がございます。サービスということでございますけれども、開設時間についてそれぞれ違いがございます。公設の南児童クラブ、風連児童クラブにつきましては、開設時間が小学校の下校時から午後6時30分まで、そして夏休みなど学校の長期休業日につきましては午前8時30分から午後6時30分までとしております。休館日につきましては、日曜、祝日、年末年始は12月31日から1月5日までを休みとしております。公設の南児童クラブにつきましては、児童数が多いことから低学年と高学年2クラスに分けておまして、学年に応じた援助を行っておりますとともに、合同行事等の遊び、それから体験活動を実施しまして学年を超えた交流を図っております。風連児童クラブにつきましては、隣接します風連児童会館に来館する児童との合同行事等の実施、また併設されます図書館の分館を活用した行事ですとか企画行事を行っております。民営の学童保育所コロポックルにつきましては、開設時間が小学校の下校時から午後7時まで、土曜日は午前8時から午後6時まで、夏休みなど学校の長期休業日につきましては午前8時から午後7時までとなっております、土曜日につきましては午後6時30分まで、そのほかの日につきましては午後7時30分まで延長可能となっております。休みににつきましては、日曜、祝日、年末年始は12月31日から1月4

日まで、お盆は2日間の休みとなっております。市内で最初に開設されました放課後児童クラブでございます、これまで障害のある児童の受け入れを積極的に行ってきたいただいております。共同保育園どろんこはうす学童すまいるにつきましては、開設時間が小学校の下校時から午後7時まで、夏休みなど学校の長期休業日、臨時休校、代休日につきましては午前7時から午後7時までとなっております。そして、平日、学校休業日ともに時間の延長24時間、泊まりが可能となっております。休みは、日曜、祝日、お盆は2日間、年末年始の休みは12月31日から1月3日までとなっております。共同保育園どろんこはうす学童すまいるは、西小学校区にございますけれども、南小学校から通所している児童に対しましては車の迎えを行っております。民営の児童クラブにつきましては、開設時間について利用者の利用される保護者の方に対応したきめ細かい対応をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 石橋こども未来課長。

○こども未来課長（石橋 毅君） それでは、私のほうから残り全て一括して御答弁させていただきます。

まず最初に、障害児の状況、自宅で過ごす子供のことについてのお問い合わせがありました。このことにつきましては、その保護者等への支援状況につきましては就学の前の児童の発達に心配のあるお子さんの支援といたしまして名寄市こども発達支援センターを運営しており、療育を行っております。保健センターで行っている各年齢ごとの健診や市内保育所、幼稚園と連携し、早期に療育につながるよう連携を強化してきております。こども発達支援センターでは、毎年約60組程度の親子が在籍しておまして、療育の研修を積み重ねた指導員により療育を受け、また定期的に外部より専門支援も活用し、療育の質を確保しながら運営してきております。保健センターでは、

発達障害児継続支援といたしまして訪問等を行っており、平成26年3月の時点の数字なのですが、71人の方の支援を行ってきております。今後もニーズに応じていけるよう、質の向上に努めて実施してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、6ページに書かれております各施設サービスいろいろありますけれども、この中で風連地区の子供の減少等課題になっていて傾向と対策についてというお問い合わせがございました。この部分につきましては、風連地区には現在認可基準を満たす保育所と幼稚園が隣接されており、質が確保されたサービスを提供しております。両施設とも各法人が運営しており、地区的な少子化も想定し、今後の経営を考えていただいております。地区の子供の受け入れとしても必要な施設と認識しておりますし、現在も施設のあり方について打ち合わせを行っておりますので、今後も地区の子供の最善の利益が供与されるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

それから、新制度に移行して幼稚園の今後の預かり保育の進めについて考えについてお問い合わせがありました。このことにつきましては、新年度からは今までどおりの幼稚園と新制度へ移行する幼稚園の2種類の施設が存在するようになります。預かり保育サービスにつきましては、文部科学省管轄の幼稚園は私学助成を受けながらのサービス提供を行い、新制度移行幼稚園は市と業務委託契約を行い、地域子ども・子育て支援事業、いわゆる13事業の一事業として実施することになります。サービス内容は変わりませんので、今後新制度へ移行する幼稚園がありましたら、地域子ども・子育て支援事業としての予算を計上してまいりたいというふうに考えております。

それから、無認可施設の支援の考え方についてのお問い合わせがありました。現在無認可施設には、夜間保育に対する補助金として支出して支援を行っております。新制度では、施設型給付費の

対象施設が小規模保育等市町村認可型施設も認められており、新制度移行希望がありましたらしっかりと対応していく考えでおります。また、施設整備等の支援につきましては、毎年国のメニューが変更等ありますので、確定したお話はできませんけれども、情報収集をしっかりと行い、該当する事業がありましたら早期から相談をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、最後でしょうか、親林館の改修を含めた子育て支援センターの整備含めて子育てのあり方というか、についてのお問い合わせがあったかなというふうに思います。名寄市として望ましい子育て支援のあり方についてですが、基本的には安心して子育てをしていただける環境提供が一番であるというふうに考えております。まずは、妊娠期からの支援が十分なのか、出産してからの支援が十分か、子育て中の支援は十分かを考え、現在の名寄市の支援体制ができてきていると考えております。地元の病院の充実を図り、乳幼児医療費助成の独自拡大を図り、こんにちは赤ちゃん訪問事業を対象者全員へ実施し、困り感のある家庭には養育支援も実施してきており、今後は悩み等の相談体制の充実を図るため、先ほども若干御説明させていただきましたけれども、地域子ども・子育て支援事業の一つである利用者支援事業を実施して移設する子育て支援センターへ利用者支援専門員、子育てコンシェルジュを配置して行政サービスから各支援機関の紹介、接続、総合的な相談窓口としてさらなる質の向上に努めて支援をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） それぞれ答弁をいただきました。放課後児童クラブにつきましては、それぞれ開設時間も違えば保育の中身も違っているのかなというふうに思っておりますけれども、これは今後それぞれをしっかりと民間は民間とし

て尊重しながら現状の中で進めていこうというお考えなのかどうなのか、まずこの点についてお伺いをしたいなというふうに思います。

それと、待機児童が最近少し出てきているというふうに伺っているのですけれども、ちょっと現状についてもお知らせをいただきたいのですけれども、風連の幼稚園や保育所、風連の保育所ですけれども、これは地区の保育所ということなのだろうなというふうに思いますけれども、例えば名寄でしばらくお待ちいただくことになったような場合そちらのほうで当面預かっていただくとか、そういうような弾力的な運用というのはできるのかできないのか、そこら辺について少しお伺いできればと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 放課後児童クラブの民間、公設それぞれの施設があってサービス内容だったり、開所時間等違いがあります。それにつきましては、それぞれでできた経緯等々違いがあって、それぞれの運営委員会等でサービス内容も協議しながら進められている状況であります。先生の配置にも違いがあったりして、基本的にはそれぞれの民間の運営主体の運営方法に委ねていきたいと思っておりますけれども、先日条例ができていますので、最低基準はクリアをしながらそれぞれの特性を生かした運営方針を尊重しつつ、ただ今回の調査でも利用者ニーズが出てきていますので、そういったものについては民間と公設も含めて協議をしながら利用者ニーズに応じていくような、そういったことも進めていきたいというふうに考えていますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 石橋こども未来課長。

○こども未来課長（石橋 毅君） 風連地区の保育所の子供の扱いというか、のお話ですけれども、先ほど名寄市の保育料を定める条例の日根野委員長の報告のほうでもありましたように27年度からは料金が平たん化されるということで、地区によらず料金が平たん化していますので、そこにつ

いては地区的な区切りというものは全く考えておりませんので、そこについては保護者のニーズがありましたら保護者に選択していただいで行っていただくような形になるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第39号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時24分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

日程第5 議案第41号 名寄市介護保険条例等の一部改正について、議案第42号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画を定めることについて、以上2件を一括議題といたします。3月12日の議事を継続いたします。

これより、議案第41号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 介護保険の一部改正、そして介護保険計画全般にわたって質疑をさせていただきます。

最初に、総括的な課題ということで、2015

年、ことし新年度から介護保険の改正がありまして、特徴的には予防給付のサービスの市町村事業への移行、所得階層によって変わりますけれども、高齢者の自己負担の引き上げ、介護保険料の多段階の設定、地域包括ケアシステムの整備など多岐にわたっているわけでありまして、この制度当初の理念でもあった安心の介護、介護の社会化という形で比較をすると、新年度以降名寄市の展望についてまずお聞かせをいただきたいと思っております。

2つ目には、今後の高齢化率が既に数字、データで明らかになっているわけでありまして、要介護認定数のこれからの推移、それから負担の限界とサービスの提供がリンク、担保されていくのかどうかをお聞かせをいただきたいと思っております。

3点目には、制度の継続運営に最も重要な医療、介護、予防体制の人材確保の展望と待遇改善が話題になっておりますけれども、具体的な実行の検証をどう行っていくのかをお聞かせをいただきたいと思っております。

4つ目には、このまま6期の計画、あるいは7期の計画という過程においてどうしても保険料の大幅な引き上げは避けられない見通しにあるのではないかとありますが、今後の公費の負担の拡大についての市の見解についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

特に消費税アップ以降の、消費税アップの大義名分は全額社会保障の財源にするというふうに言っておられましたけれども、今回の改正の目玉でもある地域包括システム整備には幾ら国全体の予算が財源として使われているのか、あるいはその分の名寄市分について幾らなのかをお聞かせをいただきたいというふうに考えております。

保険料の高負担化、あるいは利用率のアップなんかも含めて介護サービスを利用することを控えるような動きも懸念をされるかと思っておりますが、あわせてお聞かせをいただきたいと思っております。

計画の具体的な事項について8点お伺いいたし

ます。特に実践的な課題でもあります26ページ、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直しの中で在宅医療、介護の連携の問題、認知症対策、あるいは地域ケア会議の充実などについて少し具体的にお聞かせをいただきたいと思っております。

33ページの介護サービスの効率化、重点化では、総合事業実施に向けた準備が始まるかと思っておりますが、その道のり、日程的なことについてお聞かせをいただきたいと思っております。

特にこれから特養の入所、新規は介護認定3以上ということで介護体制の大きな変化や、あるいは事業施設としても経営上の影響などについてもいろいろ考えられるかと思っておりますので、介護の質、経営、監督の指導のあり方についてもあわせてお聞かせをいただきたいと思っております。

聞く予定でありましたけれども、時間も多分おくれていくので、将来ビジョンについては割愛をさせていただきます。

69ページの介護保険事業量等の見込みでありまして、必要定員の総数の設定の具体的な根拠といわゆるニーズの変動要素への対応についてお聞かせをいただきたいと思っております。

70ページについては、介護保険料は国基準9段階で、名寄市の提案は10段階ということなのですが、これに対する検証経過について、他の代案などについての検討経過もあろうかと思っておりますので、お聞かせをいただきたいと思っております。

介護給付の見直し等に伴う試算について、これについては割愛させていただきます。

74ページ、地域密着型サービスの利用状況と介護予防サービスの26年度の状況、見込み数字から、特にデータが出ておりますけれども、26年だけちょっと突出しているような数字になっておりますが、その原因についてお聞かせをいただきたいと思っております。

最後になりますが、80ページ、第1号保険料基準額が名寄市の場合は4,727円ということで、

保険料総額からいっても22.3%ほど大幅に引き上がるわけでありますけれども、これも先ほども階層別の10段階、9段階の話もしましたが、階層別の被保険者数についてお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 馬場高齢介護課長。

○高齢介護課長（馬場義人君） 熊谷議員からいただきました総括的課題の1番目と2番目、3番目につきまして私のほうから御答弁させていただきます。

介護保険制度創設時の議論や介護保険法の目的規定等を踏まえますと、介護保険制度の創設の目的につきましては議員御指摘のとおり、誰にとっても高齢期における最大の不安要因の一つでございます介護問題について社会全体で支える仕組みを構築することにより介護不安を解消して安心して生活できる社会をつくとともに、家族等の介護者の負担軽減を図る介護の社会化と介護を必要とする状態になってもその有する能力に応じて自立した質の高い日常生活を要介護者の自立支援や介護支援サービスの手法を導入し、ケアマネージャーによるケアマネジメントにより利用者の選択に基づきまして利用者の希望を尊重して多様な事業主体から利用者本位の総合的介護サービスが利用契約制度に基づき提供され、それまでの老人福祉分野の措置制度だったものが社会保険方式を導入し、給付と負担の関係を明確にし、被保険者が共同連帯の理念に基づき実施されているのは御承知のとおりです。

介護保険創設後介護状態になっても居宅で生活できる状況は、介護サービスの提供によりその期間が延長され、家族負担の一定の軽減が図られていると考えておりますが、今後高齢者人口の増加によりマンパワーの確保につきましても現状にも増して課題になってくると考えております。介護の人材確保につきましては、市町村独自の取り組みでは人材の移動や地域間競争が起きてしまうな

ど十分な効果が発揮できないことから、国や道において広域的な取り組みが必要であると考えております。国の予算案では、地域医療介護総合確保基金により介護基盤整備と介護人材確保に国費で483億円を投入し、必要な事業を支援するとしています。それを受けて都道府県においては、2025年までのサービス量を踏まえて必要となる介護人材を推計し、介護人材の確保、育成策を介護保険事業支援計画に登載し、保険者の取り組む医療、介護の連携に向けた取り組みを広域な立場から支援するとしています。具体的には、参入促進のための各種周知、PR活動や研修支援、資質向上のためのキャリアアップ研修や人材育成事業、労働環境、処遇改善のための各種支援事業などが計画されており、名寄市としても国や道に対しまして人材確保のための事業を促進するように要望してまいります。介護職員の処遇改善につきましては、介護報酬に介護職員処遇改善加算が設けられており、本制度開始前と比較した平成26年度の賃金改善見込み額は市内居宅サービス13事業所で約1,800万円になります。平成27年度からは、介護報酬の改定により介護職員処遇改善加算が増額になる予定となっております。

なお、検証につきましては、営業戦略室が所管しております名寄市介護・福祉人材確保推進懇談会に高齢介護課としても出席しており、各事業所の意見をお聞きしていくとともに、介護職員処遇改善加算につきましては市が所管する居宅サービス、地域密着型サービスについて実績報告等により実態を把握していくことが可能ですので、必要に応じて市長会を通じて意見反映してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 後藤介護保険係長。

○介護保険係長（後藤裕子君） 私のほうからは、総括的課題の4番目、消費税アップに伴う地域包括システム整備に係る財源確保状況ということで御説明させていただきます。

平成27年度の国の予算資料によりますと、社

会保障・税一体改革による社会保障の充実との名目で地域医療介護総合確保基金の介護分として483億円、平成27年度報酬改定における介護職員の処遇改善等に531億円、認知症施策の推進などの地域支援事業の充実のために118億円を措置しております。また、第1号被保険者の低所得者軽減強化として平成27年4月からは110億円を措置、当初予定していた新第3段階までの軽減は消費税10%引き上げ時、平成29年4月に完全実施の予定と把握しているところです。名寄市としましては、第6期期間中で計画しておりますケアハウスや認知症グループホームにつかまして地域医療介護総合確保基金の介護基盤整備分の活用を予定し、新設する施設のサービス提供事業者への施設整備経費への助成を考えております。

保険料の高負担化、利用料アップによる利用控えへの懸念でございますが、保険料につきましては基準額の新第5段階の方につきましては月額で691円の上昇でございます。また、利用料アップにつきましては、利用者負担が2割負担となる方々、単身で年金収入年280万円以上が対象となるところですが、利用料が一定の額を超えた場合の払い戻しの制度、高額介護サービス費の制度もございますので、利用料が全て2倍になるということではございません。議員御指摘のとおり、サービス利用を控えることで要介護度が上がることがないように介護保険制度の周知を初め、サービス内容の説明などを徹底し、利用者にとって不利益にならないよう努めてまいります。

○議長（黒井 徹議員） 橋本地域包括支援センター主幹。

○地域包括支援センター主幹（橋本いづみ君）

私のほうからは、議員御質問の具体的な事項の1番について、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直しについて御説明させていただきたいと思っております。

まず、在宅医療、介護の連携についてでございますが、これは在宅医療・介護連携推進事業で行

うこととなります。これまでも地域包括支援センターは、総合相談支援業務や権利擁護業務など包括的支援事業を実施してまいりました。在宅医療・介護連携推進事業は、このたびの介護保険法の改正による地域支援事業の見直しに伴う包括的支援事業での新規事業でございます。②の認知症対策、③、地域ケア会議の充実においても同じですが、新しい要綱が国からまだ示されておりません。具体的な内容については、現在のところまだ案です。今後変更もあり得るものがございますので、御了承をください。厚生労働省老健局老人保健課から地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業の手引案が通知されており、この手引によるとこの事業は8個の取り組みから成り立っております。1つ目は、地域の医療、介護の資源の把握、2つ目は在宅医療、介護連携の課題の抽出と対応策を検討する会議の開催、3つ目は切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進、4つ目は医療、介護関係者の情報共有の支援、5つ目は在宅医療、介護連携に関する相談支援、6つ目は医療、介護関係者の研修、7つ目は地域住民への普及啓発、8つ目は在宅医療、介護連携に関する関係市町村の連携となっております。名寄市においては、順次1つ目から8つ目までを実施し、平成30年度には全ての事項を実施する計画で、平成27年度から1つ目の地域の医療、介護の資源の把握の事業を行うこととし、在宅医療・介護連携推進事業を開始することとしました。地域の医療、介護の資源の把握の事業は、地域の医療機関、薬局、介護事業所等の所在地、連絡先、機能などの情報収集を行うものですが、既存の公表情報などで把握できない事項については必要に応じて調査を行い、また専門的な事項が必要な場合は必要に応じて地域の医療、介護関係者の意見を参考にして調査することとなっております。これらの把握した情報は、情報を活用する関係者向けや地域住民向けなど情報を活用する対象者の類型ごとに提供する内容を検討し、リストやマップ

を作成するといった内容が主な事業となっております。

次に、②、認知症対策について御説明いたします。具体的な事業についてですが、既存の事業では徘徊高齢者SOSネットワーク事業、これには模擬搜索訓練事業や認知症に関する講演会を含んでおります。そのほか、認知症サポーター養成講座、認知症地域支援推進事業、総合相談支援業務での個別の相談支援、成年後見制度利用支援事業などを実施しており、今後も継続してまいります。第6期計画では、平成30年から開始することになりますが、認知症初期集中支援チームを設置する認知症初期集中支援推進事業の準備や平成27年度から開始のグループホーム居住費助成事業、地域ケア会議の開催、平成29年度中までにグループホームの増床などの事業を計画してまいります。

続いて、③、地域ケア会議の充実です。地域における個別の事例について本人や家族、関係者や専門職種、地域での支援者たちで事例検討を行い、その高齢者への支援を考えるとともに、地域の課題、真に必要なサービスは何かを抽出する会議として開催していきます。個別の地域ケア会議の開催を積み重ね、地域ケア推進会議を開催して地域包括ケアシステムの構築を目指していくものです。地域ケア会議を効果的に開催、運営していくために年に1回専門的見地からの評価やフォローアップを受けられるよう講師を招聘して研修会を開催していく予定です。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山崎地域包括支援センター主査。

○地域包括支援センター主査（山崎大樹君） それでは、私のほうからは具体的事項の2番目にあります介護サービスの効率化、重点化の総合事業実施に向けた準備について御説明をさせていただきます。

総合事業実施に向けた準備につきまして、平成

27年度に生活支援のあり方について検討を行う協議体を設置し、さまざまな事業主体間による情報共有と連携を強め、地域ニーズの把握、生活支援サービスの発掘などから生活支援サービスの検討を進めてまいります。平成28年度は、協議体で把握、検討したことを整理して制度設計を行いたいと考えております。また、介護予防通所介護と介護予防訪問介護は、平成29年度から総合事業に移行する計画としております。国は、移行後の支援方法を1つ目に現行の介護保険サービス相当のサービス、2つ目として緩和した基準によるサービス、3つ目に住民主体による支援と大きく3パターンを想定しておりますが、平成27年度から進める協議体による検討と並行して事業所の指定や利用料金、実施主体への補助制度等について検討し、平成28年度に条例を提案したいと考えております。総合事業は、平成29年度から開始いたしますが、平成29年度開始後からも引き続き協議体との連携により支援サービスの発掘と検討を進め、後期高齢者数が最大値となります平成37年度に向けまして時間をかけてじっくりと地域づくりに取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 江尻健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（江尻輝章君） それでは、私のほうからは具体的事項②の特養入所者を要介護3にすることによって介護体制の変化や経営上の影響について御答弁を申し上げます。

現在の市内の特養利用者の平均介護度は、清峰園が4.21、それからしらかばハイツが3.9で、平均年齢は清峰園が87.36歳、しらかばハイツが87.7歳となっております。介護職員の配置につきましては、国の基準では利用者3名に対し職員1名の配置基準でございますけれども、短期入所と合わせて定員115名の清峰園におきましてはユニット型対応のため短期入所を含めて介護士が60名の配置となっております。また、短

期入所と合わせて定員90名のしらかばハイツにおきましては、37名の介護職員を配置してございます。さらに、介護士の配置基準でございますけれども、それぞれ3名の基準に対しましてひとり介護を行っているということもございまして、清峰園では8名、しらかばハイツでは6名を配置しており、既に平均的介護度もかなり高い状態になっていることから、入所基準の変更に伴う経営上の介護、それから介護体制には大きな影響はないものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 後藤介護保険係長。

○介護保険係長（後藤裕子君） 私のほうからは、具体的事項の4番以降説明させていただきます。

まず、計画書の69ページにございます介護保険事業量の見込みの必要定員総数の設定の具体的な根拠とニーズの変動要素への対応ということでお答えします。第6期計画において必要定員総数を新たに見込んだ地域密着型サービスは、認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の3つですが、小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護につきましては国の基準どおりの定員29名としました。認知症対応型共同生活介護は、既に市内にある事業所と同様9人を1つのユニットとし、2つのユニットの定員18人で見込んでおります。介護保険の事業計画は3年間でございますので、ニーズの変動等はすぐ対応できると思っておりますので、もしこの3年間で大幅にまた増加が見込まれるようでしたら、次期の計画で対応させていただくこととなります。

続きまして、計画書の70ページ、介護保険料の多段階、10段階にした経過とほかの案との検証結果ということで御説明いたします。計画書の70ページに現行の介護保険料の段階の図と第6期の段階の図を載せてございます。当初国から出された標準9段階の案では、公費を投入し、新第3段階の方まで現行の乗率と同じか、それに近い

ところまで保険料の軽減がされる予定でした。消費税増税が延期され、公費による保険料軽減が新第1段階のみと決定されたことにより、名寄市では新第2段階及び新第4段階に該当する方の保険料乗率が上がり過ぎることになるため、今回提案の10段階にしたところでは、乗率を下げると保険料基準額が全体的に上がるため被保険者全体に影響が出ることになるため、基準額を上げずに第2、第4段階の乗率を下げるため、所得の多い方、今回は700万円ということで決めさせていただきましたが、に相応の御負担をいただくことで非課税世帯に該当する新第2段階の乗率0.75が現行と同じ乗率0.65に、新第4段階の方については現行の0.75と同じとはなりませんでしたが、0.9から0.85に軽減することができました。段階をさらにふやすことも検討しましたが、課税者層と非課税者層の構成割合から所得の高い方の段階をふやしても低所得者層への軽減される割合が少なくなってしまう、段階をふやす効果があらわれづらいこととなるため、今計画では10段階の設定としたところでは

続きまして、具体的事項の7番、計画書74ページの地域密着型サービスの利用状況と介護予防サービスの平成26年度の見込みが突出している原因なのですが、厚生労働省のワークシートに基づいて算出される値なのですが、平成26年の見込みにつきましては平成21年からの実績の上昇率が勘案されて計算されるものとなっております。御指摘の地域密着型サービスにおきましては、認知症対応型通所介護につきましては平成22年度から、介護予防小規模多機能型居宅介護におきましては平成24年度からの事業開始で、どちらも新しく開始されたサービスであるため前年からの伸び率がかなり大きくなってございますので、その分が加味されたことにより平成26年の見込み率が突出した値となっております。第6期計画、今回の保険料等の算出に必要な平成27年度からは直近の実績をもとに推計した値と

なっておりますので、御了承いただきたいと思っております。

続きまして、具体的事項の8番目、第1号保険料基準額及び保険料総額がアップすることに対する見解と各階層の被保険者数ということでお問い合わせありましたので、お答えします。要介護認定者の増加に伴い、介護サービスの受給者も増加しております。介護に係る給付費も年々増加している状況の中、第1号被保険者の負担率が21%から22%に上がったことが今回の保険料増額の要因となっております。また、この3年間の計画期間中に新しいサービス、ケアハウス、グループホーム、小規模多機能型居宅介護等を計画しており、その分についても保険料が上昇する原因となっておりますが、低所得者の住まいの確保、ふえ続けるであろう認知症高齢者への対応といった点から考えると、名寄市には必要なサービスであり、整備が不可欠と考えております。保険料の月額4,727円につきましては、現行4,036円と比較し、約17%の上昇となります。市民の皆様には御負担をお願いすることになりますが、道北7市の保険料と比べましてもちょうど中間の値でありまして、介護サービスの充実はもとより、地域支援事業についても第6期期間中さらに充実させてまいりますので、御理解をいただきたいと考えております。各階層別の被保険者数につきましては、平成27年度の推計なのですが、第1段階が1,968人、第2段階が1,179人、第3段階が984人、第4段階が984人、第5段階が931人、第6段階が1,082人、第7段階が1,082人、第8段階が381人、第9段階が213人、第10段階が62人と推計しております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） たくさんの答弁準備いただきましたけれども、ありがとうございます。時間が無いようで、簡単に二、三絞って再質問申し上げたいと思います。

いわゆる介護保険のことしから始まる6期、7期を展望するとき、いつまでちゃんと、高齢化が進む中において非常に不安は尽きないことは私どもも皆さんも担当の立場からも同じかなというふうに思っていますが、今回の改正の重要なポイントと言われております地域包括ケアのシステムの整備、答弁の中にも入っていたのだけれども、どちらかといえば北海道は在宅か施設かというところ、介護力の問題も含めて、あるいは日本の家族的な文化の本州などとの違いなんかもあったりして施設介護に偏ってきているということ、傾向としてはあるのではないかと思います。私自身も在宅介護あるいは施設介護でお世話になった一人なのですが、このシステムの見方としては国の動きとしてはどんどん、どんどんこれから負担が多くなる、あるいはサービスを減らさなければならぬということで3以上しか施設に入れないと、特別な事情でということで執行側もその事情に応じて3未満の認定の方も入れないことはないけれども、ほぼ新規は3以上ということになると、本当にそれが在宅の中で、あるいは全てのサービスの選択ができる状態になるのかどうかというところがかなり尽きない課題であるし、不安もありますので、改めて地域包括ケアのシステム整備についての課題について少しお知らせをいただきたいというふうに思っております。

2つ目には、医療、あるいは介護、それから予防のこの3ポイントのところそれぞれ全国的、北海道内的にもその配置状況がばらばらというか、サービスの力、地域力があるところ、ないところという感じがあるのですけれども、名寄の場合本当にこの6期あるいは7期を展望するとき十分利用者や、あるいは被保険者が多岐にわたったサービスが選択していけるのかという、前段の質問とのかかわり合いありますけれども、そこをもっと見えるような形でお答えをいただきたいと思っております。

それから、3つ目には、6期はニーズを一定の

固定化して3年間やりますけれども、それに新たなニーズが発生をすれば7期ということの答えをいただいたのですが、介護保険料そのものがひどいということはないですけれども、全国的には、今名寄は上限2にして10段階ということですが、これがあと7期、あるいは8期という状況の中では世田谷だとか目黒とか中野なんかでは基準額の3倍から3.2倍ということで、名寄の6期の4,700円ぐらいの数を想定をするとどえらい数字になってくるということで、相当厳しい被保険者の批判もあるのですが、それぞれが国から与えられた一つの限界、枠の中でやろうとするから、どうしてもひずみが出てくるのですけれども、まさにそういう面では市長会の役割、あるいは知事会の役割というのは公費の負担をより高めていく以外に負担や利用料を抑えるということにはまずならないだろうというふうに思います。選択肢としては、20歳以上の人にも保険料払ってもらうなんていうことについての案も出ておられますけれども、そこら辺についてしっかり首長としても非常に意を配した取り組みが、市長会も周りの様子を見るということではなくて、まさに加藤市長みずから全道に情報発信をするという、そういう積極的な能動的な姿勢が強く求められるのではないかと思います。

ほかにまだたくさん課題は残しておりますけれども、他の質疑についてはまた違う機会に、あるいはほかの議員の皆さんにお譲りをして終わりたいと思います。お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 馬場高齢介護課長。

○高齢介護課長（馬場義人君） 私のほうから、地域包括ケアシステムの関係につきまして2点御質問いただいたかと思えます。サービス関係についてやっていけるのかといった御質問だったと思います。確かに議員御指摘のとおり、北海道はいつときは施設の整備率が全国で一二を争うほどの施設の偏重というか、施設希望者が多いというような状況だったというふうに私も把握していると

ころでございます。ただ、議員御承知のとおり平成37年に団塊の世代の方々が後期高齢、75歳を迎えられるということで、地域で支え合えるシステムづくりをこれからつくっていかないと間に合わないというのが国の考え方でございまして、昨年度の25年8月でしたか、社会保障制度改革の国民会議の報告書で一定の報告がなされた後、26年6月に地域医療介護総合確保法案にて介護保険の法の改正がなされたというふうに承知しているところでございます。私どもといたしましても地域で進める限界点は一定高めつつもしながら、やはり先ほども御答弁申し上げたように施設の必要な方についてはその確保といいますか、一定数の確保はしていかなければならないということで、今回につきましても小規模のケアハウスだとか、認知症の対応型のグループホームなどは6期におきましても一定整備をさせていただきながら、2025年を見据えてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

また、6期から7期について今後地域包括ケアシステムの展望していけるのかということにつきましても、計画書の中にも記載をさせていただきました地域ケア会議というのが今回の介護保険法の改正で今まで局長通知で載っておりましたが、法に明らかにされましたので、今年度も国の補助金をいただきながら講師を招いたり、あと実際町内会の方々にも御参加いただきながら地域ケア会議を開催をさせていただきまして、市長の市政執行方針にもございましたが、地域包括ケアシステム、地域ぐるみで支え合う助け合いのシステムづくりを着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） それでは、私のほうから今後の保険料の上昇についてというお尋ねがありましたので、お答えしたいと思います。

この間も何回か申し上げておりますが、今の団塊の世代の方が平成37年には全て75歳以上と

なるということで介護保険を含め医療費の増大が心配されているところであります。それに伴いまして保険料も上昇するという事は、必然だとは考えております。それで、今回消費税を引き上げるに当たって国は、低所得者の1段階から3段階の方たちのために公費を投入するという事で、当初1,300億円を投入するという事を申し立てておりましたが、消費税の引き上げが延期されたということで110億円の投入というところにとどまってしまったものですから、第1段階の低所得の方々に対する軽減がこのような形になったということで、本市としては第2、第4段階を独自に段階をふやすことにより軽減をさせていただいているということであります。今回も国は、2,200億円ぐらいのお金を投入すれば公約しておりました年金の福祉的給付、また年金の受給の年数が25年から10年という、この部分を含めて介護保険の3つの段階の軽減もできたような、予算措置ができればそのようなことでありますので、担当といたしましては平成29年4月から消費税上がるということが担保されているような状況でありますので、つなぎ資金的な形でそこを何とか低所得者の方のために善処していただければありがたかったなという気は持っております。それで、今後におきましては全道、全国の市長会を通じながら来年度からでもその部分の充実について国には要請をしてみたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 今熊谷議員のほうから事細かな御質問がありましたけれども、私のほうからも1点お伺いをしたいと思います。

介護の社会化ということで始まった介護保険制度でした。今お話がありましたように地域で、そして自己責任でというところ辺に、介護保険料がどんどん上がる、負担もふえていくというところでは自己責任に追い込んでいく、そういった流れかなというふうに思っています。今回の新しい総

合事業の中でも自治体のほうに移行しているのですが、ことしの4月から実施というふうに、施行ということになってはいますが、報道で見ますと実施する自治体数%というようなふうになっているということは、やはり地域の皆さん方が非常に困惑しているということだというふうに思っています。その点についてのお考えをいただければと思いますし、また先ほど来からありました保険料の基準額なのですから、これが17%の増になっていると、そういった中身、先ほども多少触れていただいていたけれども、もう一度前回の4,036円から4,727円に値上げした経緯をお知らせをいただきたいと思えます。

今いろんな方々と、特に高齢の方々、また介護されている家族の方から、お話しするとやっぱり施設の入所、先ほども北海道は入所率が高いということでしたけれども、施設入所を非常に希望する方が多いです。その一番は特養です。特養に入りたい、名寄には2カ所あるのだけれども、それでも150人も200人近くも待っていらっしゃる方がいるといったことで本当に頭を抱えている家族の方がたくさんいらっしゃるわけです。先ほどケアハウスやグループホームの新設もというふうなお話がありましたけれども、その点についてこういった方々、待っていらっしゃる方々に対しての対応等々お知らせをいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 馬場高齢介護課長。

○高齢介護課長（馬場義人君） 今回の改正によって地域の方が困惑しているというか、のことに對しての市の見解という御質問だったと思えます。

議員御承知のとおり、今回国会の解散というようなことも相まったかと思えますが、実は介護報酬の改正も4月になっておまして、官報告示がされたのが3月19日ということで、私どもといたしましても事業者の皆さんにつきましても利用者の皆様にお伝えするのが官報の案が出たとはいいながら、なかなか正式なものをお伝えするのが本当にぎりぎりのところになって大変な事務作業

をまずはいただいているところでございます。事業者にもいろんな加算の説明等々もしていかなければならないのですが、道におきましても来週行うということになっておりますし、私どもにつきましても最後のぎりぎりの段階に事業者さんにお知らせするというので、QアンドAも詳しいことにつきましても実はまだ出ていないというような状況でございまして、今回進める上ではかなり大変な部分はあるかと思いますが、説明を懇切丁寧に進めながら御理解いただくような形を担当としては進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、保険料の見解につきましても、先ほども御答弁申し上げたかと思いますが、高齢者人口の増加や要介護認定者の増加、また第2号被保険者の保険料の部分が1%下がったというふうなことでございまして、第1号被保険者の保険料が21%から22%になったというのが相当大きかったのがあるというふうに思っております。プラス、それと今回第6期につきましてもは基盤整備も一部していくというようなことで、そのためには若干の保険料もいただかなければならないのですが、一度に一遍の基盤整備というふうにしていきますとやはり御負担の部分につきましても、足りないから慌てて基盤整備というふうにしていきますと利用者の皆さんの御負担が相当数大きくなるかなと。今回の計画につきましてもは、国の要請に基づきまして10年先を見据えながら今回の3年間をつくっていくということを担当や、あと計画を御審議いただきました部会の皆様ともそういうスタンスで審議をさせていただきまして、一定この程度の基盤は必要だろうと。その流れからいきますと、どうしてもこの程度の保険料はいただかないとやっていけないかなと。ただ、低所得者の方々につきましてもは、先ほど部長からも御答弁申し上げたとおり一定の軽減を国よりも超えてといえますか、法の形の中でできる中で最大限活用させていただきながら実施させていただいておりますの

で、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 今介護報酬のことも出されたのですけれども、近隣の施設の関係者の方々からお話を聞くと、本当に大変だと、本当に困惑している状況が伝わってきます。働いている方々も困惑し、また利用する方々も思い悩んでいるというような状況にあります。先ほど部長のほうから消費税の10%の値上げの話も出されていますけれども、介護制度を利用する方々、年金は下げられて、そして消費税は上げられてというようなことの中にまた介護保険料が上げられるということでは、本当にいろんな御苦勞をさせていただいて試算もさせていただいてここにとどめていただいたということは認めながらも、負担が重くのしかかってきているといったところの皆さんの声を聞くと、やっぱり賛成しかねるといったところを申し上げさせていただいて終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第41号外1件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第41号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

議案第41号を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第42号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

議案第42号を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時20分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

日程第6 議案第43号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第43号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が昨年6月20日に公布をされて本年4月1日から施行をされることに伴い、本市においても関係条例の整理を行うものでございます。

なお、詳細につきましては教育部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今回の関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

教育委員会は、教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保に寄与してきた反面、昨今のいじめ問題など児童生徒等の生命、身体や教育を受ける権利を脅かすような重大な事案が生じている中で事案への迅速な対応ができていない、教育行政に関する権限と責任の所在が不明確である、首長との連携が不十分であるといった課題が指摘をされてきております。今回の法律の改正では、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ることを趣旨として現行の教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者である新教育長を設置する、総合教育会議の設置と大綱の策定、国の地方公共団体への関与の見直しなどを行うとし、本年4月1日から施行されることになりました。この改正に関連し、本市においても非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例中、教育委員長の項を削除するとともに、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例において職務に専念する義務の免除の項目を追加するものであります。

なお、施行は4月1日からとなっておりますが、経過措置を設け、現教育長がこの期限を超えて在職する場合は退任日の翌日から施行することとしております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第43号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第44号 名寄市副市長の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第44号 名寄市副市長の選任について、提案の理由を申し上げます。

名寄市副市長につきましては、名寄及び風連両庁舎に配置をしておりますが、本件は名寄庁舎担当の佐々木雅之副市長が平成27年3月31日をもって退任をすることに伴い、新たに橋本正道氏を名寄市副市長に選任をいたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第44号はこれに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は同意することに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議案第45号 名寄市みんなを結ぶ手話条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 皆さん、こんにちは。私の名前は熊谷です。どうぞよろしく申し上げます。議長の御指名がありましたので、私は名寄市議会議員全議員を代表してただいま上程をされました議員提出第45号議案 名寄市みんなを結ぶ手話条例の制定につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

まず、本条例案を提出に至った経過から申し上げます。手話は、聾者にとって言語です。聾者の方々の間で母語として大切に受け継がれ、発展してきました。しかし、歴史的には手話の使用が事実上禁止された時代もありました。聾者団体や関係者のたゆまぬ努力により、この幾多の困難な道を乗り越えてきました。2006年12月の国際連合総会において採択された障害者の権利に関する条約で手話が言語であることが世界的に認められたのであります。我が国においては、翌2007年9月、この条約に署名し、その後国内法の整備を進め、昨年1月、同条約を批准をしたところであります。この経過の中で2011年8月、障害者基本法が改正をされ、言語には手話を含むと明記をされましたが、残念ながら現在に至っても聾者が生きやすく暮らしやすいとは言えない環境もあります。名寄市議会は、昨年3月17日、国による手話言語法制定を求める意見書を全会一致で採択をしました。その後議員有志で条例を制定するため、上川北部聴覚障害者協会、名寄手話の会、名寄市登録聴覚障害者協力員連絡協議会との4回の懇談会を重ね、手話の歴史、手話の暮らし、思い、市の施策、そして鳥取県や石狩市など

の全国の先進事例からたくさんのごことを学び、不十分ながらも条例素案を練り上げました。その後2回の市民説明会の開催、民生委員協議会の各地区会議での説明会、市議会議員や市議会の皆さん、執行者、行政担当者との意見交換等を踏まえて上程された原案となりました。

それでは、提案をされました条例案の内容について御説明いたしますが、全議員の理解と協力による提案となりましたので、簡潔になることをお許しいただきたいと思っております。

最初に、前文でございます。名寄市みんなを結ぶ手話条例がなぜ必要かについて、障害者基本法及び名寄市憲章に照らし合わせながら、名寄市が障害者から健常者まで誰もが暮らしやすいまちとなることを規定をいたしました。特に聾者にとっても手話は意思を伝え、知識を蓄え、文化を創造するための大切な言語であることを強調しました。手話が言語であることは、条約や法律により定めはありますが、いまだに手話に対する理解が浸透しているとは言えない現状を踏まえると、手話に対する市民理解を深め、広く普及していく必要があると認識しております。全ての市民がお互いを理解をし合い、安心して暮らすためにこの条例を制定するものであることを明らかにしました。

続きまして、第1条、目的であります。前文と同様に手話への市民理解を広げ、手話を必要とする市民が安心して暮らし、社会参加が保障されることを目的としました。

第2条、基本理念では、障害者基本法に基づき手話を必要とする市民の権利の保障、市民による権利の尊重を規定し、この条例の解釈指針である基本理念を定めています。

第3条、市の責務では、前条に定める基本理念にのっとり市民の手話に対する理解を広げる施策、手話を使いやすい環境とする施策の推進の努力義務を規定をしております。

第4条、市民の役割では、市民の役割を規定をいたしました。

第5条、施策の推進では、制定する条例の効果を高めるために具体的取り組みについて努力義務を規定をいたしました。

第5条2項では、掲げる施策を推進し、取り組むため、障害者や関係者の意見を尊重することを規定をいたしました。

最後に、附則ですが、公布の日からと定めました。

以上が全議員による提出をもって提案をさせていただきました条例の提案説明と内容でございます。

最後になりましたが、本条例の提案に至る過程の中で御指導、御意見、アドバイス等をいただいた聾者団体及びそれを支える関係者の皆様、名寄市議会議員各位及び執行者や行政担当者、有識者としての名寄大学の先生、民生委員協議会初め多くの市民の皆さんに心より感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

本件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第45号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 議案第46号 名寄市議会委員会条例の一部改正について、議案第47号 名寄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について、議案第48号 名寄市議会会議規則の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤靖議員。

○6番（佐藤 靖議員） 議案第46号 名寄市議会委員会条例の一部改正について外2件について、一括して提案の理由を申し上げます。

名寄市議会は、平成26年6月20日、名寄市議会議員定数条例の一部改正を行い、今春の統一地方選挙にあわせて執行される名寄市議会議員選挙から定数を2名削減し、18名とすることを議決したことに伴い、関係条例等の一部改正を行うものです。

改正の主な点を御説明いたします。議案第46号 名寄市議会委員会条例の一部改正については、議員定数が18名となったことに伴い、設置する常任委員会、議会運営委員会、資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の定数を改めるとともに、議長は議会の同意を得て当該常任委員会の委員を辞退することができるものとするのただし書きを加えたほか、教育委員会制度の改正などによる文言を整理し、一部改正を行うものです。

議案第47号 名寄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について及び議案第48号 名寄市議会会議規則の一部改正については、これまで公式会議とされていなかった議員協議会、各会派代表者会議、各会派幹事長会議について会議規則に定めることにより正規の議会活動として明確に位置づけられ、公務災害補償の対象となるよう関係条例及び規則の一部改正を行うものです。

以上、3件について提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

本件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第46号外2件について原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号外2件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 意見書案第1号 農協関係法制度の見直しに関する意見書、意見書案第2号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書、以上2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外1件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 報告第2号 例月現金出納検査報告、定期監査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第12 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 3時43分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

ここで、佐々木副市長より発言を求められておりますので、これを許します。

佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） ただいま議長のお許しをいただきました。退任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

私は、平成24年1月に副市長に就任してから3年3カ月勤務をしまいましたが、体調不良のため市長のお許しをいただき、任期途中ではありますが、退任させていただくことになりました。在任中は、市長の掲げる10年、20年先を見据え、適切な受益と負担に基づき、真に支援の必要な方に安定的かつ持続的に公的サービスで支え、合併算定がえ終了に伴う基金等に一定の蓄えも行い、将来の世代に過大な負の遺産を残さないよう心がけて行財政運営を進めてまいりました。副市長として少しでも役割を果たせたのは、多くの皆さんの御指導、御鞭撻のたまものと心からお礼を申し上げます。

4月から新名寄市2次総合計画、地方創生の総合戦略の策定が始まります。人口減少、過疎化の急速な進展、自治体消滅、国、地方の長期債務残高が1,000兆円を超え、都市と地方の格差が拡大し続ける中、小規模自治体の行財政運営は今後一層厳しい状況が続くものと考えています。市長を先頭に市民の皆さん、議員の皆さん、職員の方で、言いかえますと地域の底力を結集して近隣自治体ともしっかりと連携をして名寄市が明るく元気なまちとしてさらに発展していくことを願い、皆さんの御健勝と御活躍を御祈念申し上げ、退任に当たっての御挨拶とさせていただきます。長い

ことお世話になりました。本当にありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長におかれましては、大変長い間お勤めと最後の3年3カ月の副市長としての御苦勞、心から感謝申し上げます。どうぞこれからも御健勝で、市民のためにお働きをいただきますことを御祈念申し上げます。

ここで、副市長に選任されました橋本正道氏より発言を求められておりますので、これを許します。

橋本正道氏。

○総務部次長（橋本正道君） ただいまは、勇退されます佐々木副市長の後任として議員の皆様から選任に同意をいただきまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

市長より御推挙をいただきまして、議員の皆様のお理解を賜り、重責を担うこととなりました。大変光栄に思うと同時に、新しい任務の大きさとその役割の重大さに身の震える思いがいたします。私自身の器を超える役割ではございますけれども、一生懸命職務を全うしたいと考えております。

近年は、地方の抱えるいろいろな課題が大きく浮上してきたところであります。名寄市におきましても合併市であるがゆえの課題も含め、将来に向けた取り組みが必要と考えております。名寄市のしっかりとしたまちづくりのため、加藤市長の公約であります輝く元気なまちづくりを目標に、そして10年先、20年先を見据えた持続可能な安定した行財政運営が必要不可欠と考えております。先輩副市長であります久保副市長のお力添えをいただきながら、こうした課題に職員とともに全力で取り組んでいきたいと考えております。議員の皆様におかれましては、これまで以上に御指導、御鞭撻をいただきますよう心からお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 橋本正道氏におかれましては、今後の市政運営に御尽力いただきますよ

うよろしく願い申し上げます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 3時50分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

ここで、今限りをもって勇退を予定されております議員から発言を求められておりますので、これを許します。

竹中憲之議員。

○5番（竹中憲之議員） 議長からお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げたいというふうに思います。

今議長から勇退という話がございました。私は、勇退というよりおのれをみずから解雇という、そういう中身で議員の最後を締めくりたいというふうに思っているところでございます。12年前議会に送っていただいて、私のキャッチフレーズは市政の宅急便でありました。市民と市政のきずな、市民の意見をどう市政に反映させるかということが私の中身でありましたけれども、それが今考えるとできたかどうかというのが非常に私の頭の中に、心の中に重くのしかかっています。今思えば、12年前今議長をしております黒井徹議員と当時7人で平成15年でありましたから、一五会という会を結成をして勉強会やら懇談会やら多くのことを学んでまいりました。この12年間同僚議員や多くの先輩議員の皆さんの御指導を得ながらどうにか務めてまいりましたし、島市長を初め加藤市長2代にわたって行政を主導していただいた市長に、そして多くの理事者の皆さんにお世話になったことについてこの場をおかりし、本当に12年間とんでもないやつが議会に入ったなという、そういう12年前の中身でありました。6月の議会では大物が入ったというふうに言われましたけれども、ただ単に声がでかいだけでありまして、何も大物ではなかったなというふうに思っています。3期12年間議会事務局の皆さんにも、

確か5代にわたってだと思いますが、事務局長にはお世話になりました。議会事務局の皆さんには大変お世話になったことを最後に申し上げまして、4月の選挙で立起する方にはまたこの議場に帰ってくることを御祈念申し上げまして、最後の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございますございました。

○議長（黒井 徹議員） 大変御苦労さまでした。まちづくりへの御尽力、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

続きまして、佐藤勝議員。

○14番（佐藤 勝議員） 黒井議長から発言のお許しをいただきました。ありがとうございます。せわしいほど……済みません。本当に冒頭からみたくないところをお見せしておりますが、申しわけありません。せわしいほど足早に迫りくる春の訪れを感じながら、全ての皆様に感謝の思いを込めて今期の任期満了をもって議員を退くことの御挨拶を申し上げます。

平成9年夏、震える思いで当時の風連町議会議員選挙に立候補の決意を述べてからはや17年8カ月の歳月が流れ、今こうして何とか無事今日に至った次第であります。無事とはいっても平成19年3月、不覚にも2メートルほどの高さからコンクリート床に落下し、68日間の入院を余儀なくされ、市立病院のベッドの上で合併後初の選挙戦を戦う羽目となったこともありましたので、決して無事とは言い切れないところではありますが、とにかくにも多くの皆様に支えていただきながら何とかここまでたどり着くことができました。振り返ってみますと、数限りない出来事が走馬灯のごとくよみがえってまいります。中でもやはり合併というその歴史的な経過にかかわったことが私の議員活動のほぼ全てと言っても過言ではありません。新しい自治の形を求めての合併がどこまで実を結んだのかは、まだ生育のさなかであり、水をやり、日を当てての作業をみずからの立場で行うことをみずからに言い聞かせているところで

あります。旧風連町で8年8カ月、新しい名寄市で9年と新しい名寄市での議員活動が長くなったことも改めて感慨深いものがあります。誕生10年の若々しい私たちの名寄、私の愛する名寄市、その健やかで限らない発展を願ってやみません。加藤市長様初め、理事者の皆様、職員の皆様、事務局の皆様、そして黒井議長様、同僚議員の皆様には大変お世話になったことを心からの感謝とお礼を申し上げ、みずからには夢を耕し、ふるさをつくるを終生求め続けることを言い聞かせつつ、お別れの御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 17年と8カ月、長い間本当に御苦労さまでございました。佐藤勝副議長におかれましては、私の貴重なパートナーとして4年間務めていただきました。私からも感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

次に、日根野正敏議員。

○15番（日根野正敏議員） 議長から指名がありましたので、一言お礼の御挨拶をしたいと思います。

若干この場が湿っぽくなっていますので、なるべく明るく話したいなと思いますけれども、平成13年に風連町議会で初当選をさせていただいて以来14年間になろうかと思えますけれども、ちょうど14年間といいますと平成13年に小学校1年生に入った子供が短大を卒業する年月かなというふうに思います。私も、議会は学校ではありませんけれども、議員を卒業するような気持ちで、私は高校までしか行っていませんけれども、高校を卒業するときのような何かちょっと寂しいような、うれしいような、そんな気持ちであります。今後については、家業が農業でありますので、楽しく農業に一意専心で臨んでいきたいなというふうに思っています。これまで黒井議長初め同僚議員の皆さんには本当にお世話になりました。ありがとうございました。それから、加藤市長初めそれ

ぞれ職員の皆さん方にも本当にお世話になりました。過去には島市長もおりましたし、柿川町長にもお世話になりました。そしてまた、これまで支えてくれた多くの市民の方にも心からお礼を申し上げて、これから北の大地で輝き続ける名寄市であることを御祈念申し上げまして、一言お礼の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 14年間大変御苦労さまでした。委員長として、幹事長として本当に御尽力いただきました。感謝申し上げたいと思います。農業を一生懸命頑張ってください。

続きまして、山口祐司議員。

○17番（山口祐司議員） 議長から御指名をいただきました。余り湿っぽくはなりたくないのですけれども、佐藤勝副議長の挨拶の後からちょっと自分もぐっときております。副市長の挨拶もぐっときております。簡単に御挨拶させていただきたいと思えますけれども、私も平成13年9月に旧風連町の町議会議員として初当選をさせていただきました。以来14年ですか、今まで議員としてやらせていただきましたけれども、先ほど佐藤議員も言われておりましたようにその間私の中で残っているのはやはり旧風連町、旧名寄市との合併ということが一番心の中に刻まれております。その合併のときの議員としての責任の重さといいますか、議員個人としての重さというのを痛感した部分でありますし、そのことがずっと今までも議員としての重要な部分というか、自分の中で議員というものは大切なものといいますか、大変なものなのだ、大変な職業なのだという部分を思いながら14年間やってきたように思っております。今後は、一市民として今後の名寄市を見守っていきたいというふうに思っております。今まで同僚議員の方々に本当にいろいろと御指導いただきましたことを心から厚くお礼を申し上げますとともに、それから加藤市長を初め職員の皆様方にも本当にいろいろとお世話になりましたことをお礼を

申し上げたいというふうに思います。私人前で話すのが本当に苦手な議員でありまして、今も汗かいて大変なのですけれども、やっとこれから解き放たれるのかなという一つの安心感もどこかに持っているような気がいたします。本当に14年間皆様にはお世話になりましたこと、改めてお礼を申し上げて終わりたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 14年間大変御苦労さまでした。会派の会長として大変御苦労さまでした。また、これで風連の現職議員3人勇退ということになりますけれども、どうか合併した風連町もさらに守り立てていただくように3人にはまた頑張ってもらいたいというふうに思います。大変御苦労さまでした。

御勇退されます議員の皆さん、大変長い間御苦労さまでした。これからも御健康で、ぜひ市民の一員として議会、そしてまた市政を見ていただきますことを御祈念を申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） ここで、加藤市長より発言を求められておりますので、これを許します。加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議長からお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

2月25日に開会をされました平成27年第1回定例会、24日間の日程で本会議並びに予算審査特別委員会におきまして多くの貴重な御意見、御示唆をいただきまして心からお礼を申し上げます。おかげさまをもちまして、平成27年度の予算並びに関係議案を決定いただくこととなりました。平成27年度は、旧風連町、旧名寄市の合併から10年を迎える節目の年であります。加えて地方創生総合戦略の策定、現在推進中であります新名寄市の第1次総合計画の最終年度を翌年度に控え、第2次総合計画の策定作業にも着手をする重要な年度でございます。これまでの10年間、あるいは第1次総合計画の検証をしっかりと行い、

市民の皆さんとの協働により次期総合計画の策定を進めてまいります。議員各位のさらなる御指導、御協力をお願いを申し上げます。

さて、議員各位におかれましては、今期4年の任期を迎えようとしてございます。この間市民待望の（仮称）市民ホールを初め、駅前交流プラザよろ一な、名寄南小学校など多くの大型施設が整備をされるとともに、市立総合病院の充実強化、さらには市立大学の児童学科、4大化等々さまざまな施策に取り組んでまいりました。これらの施策推進に当たりまして、議会の御審議はもとより、さまざまな場面で適切な御指導あるいは御助言をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げますのでございます。

今任期をもって御勇退をされます佐藤勝副議長、植松正一議員、竹中憲之議員、駒津喜一議員、山口祐司議員、日根野正敏議員、そして上松直美議員におかれましては、この場をおかりし、長年の議員活動の御労苦に敬意を表し、これまでの御指導に心から感謝を申し上げます。今後も御健勝で、名寄市発展のためにさらなる御指導と御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

また、改選に当たられます議員各位におかれましては、今日までの議員活動や政策を市民、有権者に御訴えをいただいて、再びこの議場で御活躍、御指導を賜りたく、必勝を御祈念を申し上げたいと思います。

なお、本年3月31日をもって退任をされます佐々木副市長、定年退職をされます鹿野大学事務局長、高橋監査委員事務局長に対しましても、長年にわたり名寄市の発展に御尽力をいただきましたその御労苦に感謝を申し上げます。今後ともますます御健勝で、地域で、あるいは後輩職員に対しましても変わらぬ御指導いただきますようお願いを申し上げます。

大変厳しい地方自治体を取り巻く環境でございますが、議員の皆様、退任される皆様には今後とも市政の推進に御指導、御鞭撻をお願いを申し上

げて、一言お礼の御挨拶とさせていただきます。
ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） これをもちまして、平成27年第1回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後 4時10分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 山 田 典 幸

署名議員 高 橋 伸 典